

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令  
案 新旧対照条文 目次

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）（第一条関係）	1
○ 東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十九号）（抄）（第二条関係）	6
○ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）（抄）（第三条関係）	6
○ 平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十八年政令第二百十三号）（抄）（第四条第一号関係）	7
○ 平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成三十年政令第二百十一号）（抄）（第四条第二号関係）	9
○ 令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第百二十九号）（抄）（第四条第三号関係）	10
○ 令和二年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和二年政令第二百二十三号）（抄）（第四条第四号関係）	12

（傍線の部分は改正部分）

改  
正  
案

（仮設建築物等に対する制限の緩和）

**第百四十七条** 法第八十五条第二項の規定の適用を受ける建築物（以下この項において「応急仮設建築物等」という。）又は同条第六項若しくは第七項の規定による許可を受けた建築物（いずれも高さが六十メートル以下のものに限る。）については、第二十二条、第二十八条から第三十条まで、第三十七条、第四十六条、第四十九条、第六十七条、第七十条、第三章第八節、第一百十二条、第一百四十九条、第六十七條、第七十条、第三章第八節、第一百十二条、第一百四十六条、第四十九条、第六十七条、第七十条、第三章第八節、第一百二十二条、第二十九条の二の三（屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものに係る部分に限る。）、第一百二十九条の十三の二及び第二十九条の十三の三の規定は適用せず、応急仮設建築物等については、第四十一条から第四十三条まで、第四十八条及び第五章の規定は適用しない。

**2** 災害があつた場合において建築物の用途を変更して法第八十七条の三第二項に規定する公益的建築物として使用するときにおける当該公益的建築物（以下この項において「公益的建築物」という。）、建築物の用途を変更して同条第六項に規定する興行場等とする場合における当該興行場等及び建築物の用途を変更して同条第七項に規定する特別興行場等とする場合における当該特別興行場等（いずれも高さ六十メートル以下のものに限る。）については、第二十二条、第二十八条から第三十条まで、第四十六条、第四十九条、第一百四十四条、第五章の二、第一百二十九条の十三の二及び第二十九条の十三の三の規定は適用せず、公益的建築物については、第四十一条から第四十三条まで及び第五章の規定は適用しない。

**3** 第百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第一号に掲げる煙突（高さが六十メートル以下のものに限る。）でその存続期間が二年

現  
行

（仮設建築物等に対する制限の緩和）

**第百四十七条** 法第八十五条第二項、第五項又は第六項に規定する仮設建築物（高さが六十メートル以下のものに限る。）については、第二十二条、第二十八条から第三十条まで、第三十七条、第四十六条、第四十九条、第六十七條、第七十条、第三章第八節、第一百十二条、第一百四十六条、第四十九条、第六十七條、第七十条、第三章第八節、第一百二十二条、第二十九条の二の三（屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものに係る部分に限る。）、第一百二十九条の十三の二及び第二十九条の十三の三の規定は適用せず、法第八十五条第二項に規定する仮設建築物については、第四十一条から第四十三条まで、第四十八条及び第五章の規定は適用しない。

**2** 災害があつた場合において建築物の用途を変更して法第八十七条の三第二項に規定する公益的建築物として使用するときにおける当該公益的建築物（以下この項において単に「公益的建築物」という。）、建築物の用途を変更して同条第五項に規定する興行場等とする場合における当該興行場等及び建築物の用途を変更して同条第六項に規定する特別興行場等とする場合における当該特別興行場等（いずれも高さ六十メートル以下のものに限る。）については、第二十二条、第二十八条から第三十条まで、第四十六条、第四十九条、第一百四十四条、第五章の二、第一百二十九条の十三の二及び第二十九条の十三の三の規定は適用せず、公益的建築物については、第四十一条から第四十三条まで及び第五章の規定は適用しない。

**3** 第百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第一号に掲げる煙突（高さが六十メートル以下のものに限る。）でその存続期間が二年

以内のものについては、第百三十九条第一項第四号、第三項（第三十一条及び第三十八条第六項の規定の準用に関する部分に限る。）及び第四項（第三十七条、第三十八条第六項及び第六十七条の規定の準用に関する部分に限る。）の規定は、適用しない。

4 第百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第二号に掲げる工作物（高さが六十メートル以下のものに限る。）でその存続期間が二年以内のものについては、第百四十条第二項において準用する第百三十九条第一項第四号、第百四十条第三項（第三十七条及び第三十八条第六項の規定の準用に関する部分に限る。）及び第百四十条第四項（第六項の規定の準用に関する部分に限る。）及び第百四十条第四項（第三十七条、第三十八条第六項及び第六十七条の規定の準用に関する部分に限る。）の規定は、適用しない。

5 第百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第三号又は第四号に掲げる工作物（高さが六十メートル以下のものに限る。）でその存続期間が二年以内のものについては、第百四十二条第二項において準用する第百三十九条第一項第四号、第百四十二条第三項（第三十七条、第三十八条第六項及び第七十条の規定の準用に関する部分に限る。）及び第百四十二条第四項（第三十七条、第三十八条第六項及び第六十七条の規定の準用に関する部分に限る。）及び第百四十二条第四項（第六項の規定の準用に関する部分に限る。）の規定は、適用しない。

（市町村の建築主事等の特例）

第一百四十八条 法第九十七条の二第一項の政令で定める事務は、法の規定により建築主事の権限に属するものとされている事務のうち、次に掲げる建築物又は工作物（当該建築物又は工作物の新築、改築、増築、移転、築造又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）に係る事務とする。

一 法第六条第一項第四号に掲げる建築物

二 第百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第一号に掲げる煙突若しくは同項第三号に掲げる工作物で高さが十メートル以下の

以内のものについては、第百三十九条第一項第四号、第三項（第三十一条及び第三十八条第六項の規定の準用に関する部分に限る。）及び第四項（第三十七条、第三十八条第六項及び第六十七条の規定の準用に関する部分に限る。）の規定は、適用しない。

4 第百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第二号に掲げる工作物（高さが六十メートル以下のものに限る。）でその存続期間が二年以内のものについては、第百四十条第二項において準用する第百三十九条第一項第四号、第百四十条第三項（第三十七条及び第三十八条第六項の規定の準用に関する部分に限る。）及び第百四十条第四項（第六項の規定の準用に関する部分に限る。）及び第百四十条第四項（第三十七条、第三十八条第六項及び第六十七条の規定の準用に関する部分に限る。）の規定は、適用しない。

5 第百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第三号又は第四号に掲げる工作物（高さが六十メートル以下のものに限る。）でその存続期間が二年以内のものについては、第百四十二条第二項において準用する第百三十九条第一項第四号、第百四十二条第三項（第三十七条、第三十八条第六項及び第七十条の規定の準用に関する部分に限る。）及び第百四十二条第四項（第三十七条、第三十八条第六項及び第六十七条の規定の準用に関する部分に限る。）及び第百四十二条第四項（第六項の規定の準用に関する部分に限る。）の規定は、適用しない。

（市町村の建築主事等の特例）

第一百四十八条 法第九十七条の二第一項の政令で定める事務は、法の規定により建築主事の権限に属するものとされている事務のうち、次に掲げる建築物又は工作物（当該建築物又は工作物の新築、改築、増築、移転、築造又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）に係る事務とする。

一 法第六条第一項第四号に掲げる建築物

二 第百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第一号に掲げる煙突若しくは同項第三号に掲げる工作物で高さが十メートル以下の

もの又は同項第五号に掲げる擁壁で高さが三メートル以下のもの（（いずれも前号に規定する建築物以外の建築物の敷地内に築造するもの）を除く。）

法第九十七条の二第四項の政令で定める事務は、次に掲げる事務（（建築審査会が置かれていない市町村の長にあつては、第一号及び第三号に掲げる事務）とする。

一 法第六条の二第六項及び第七項（これらの規定を法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、法第七条の二第七項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、法第七条の四第七項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、法第九条（法第八十八条第一項及び第三項並びに法第九十条第三項において準用する場合を含む。）、法第九条の二（法第八十八条第一項及び第三項並びに法第九十条第三項において準用する場合を含む。）、法第九条の四（法第八十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、法第十一条（法第八十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、法第十二条（法第八十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、法第十八条第二十五項（法第八十八条第一項及び第三項並びに法第九十条第三項において準用する場合を含む。）、法第四十三条第二項第一号、法第八十五条第三項、第五項、第六項及び第八項（同条第五項の規定により許可の期間を延長する場合に係る部分に限る。）、法第八十六条第一項、第二項及び第八項（同条第一項又は第二項の規定による認定に係る部分に限る。）、法第八十六条の二第一項及び第六項（同条第一項の規定による認定に係る部分に限る。）、法第八十六条の五第二項及び第四項（同条第二項の規定による認定による認定の取消しに係る部分に限る。）、法第八十六条の六、法第八十六条の八（第二項を除き、法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。）、法第八十七条の三第三項及び第五項並びに法第九十三条の二に規定する都道府

もの又は同項第五号に掲げる擁壁で高さが三メートル以下のもの（（いずれも前号に規定する建築物以外の建築物の敷地内に築造するもの）を除く。）

法第九十七条の二第四項の政令で定める事務は、次に掲げる事務（（建築審査会が置かれていない市町村の長にあつては、第一号及び第三号に掲げる事務）とする。

一 法第六条の二第六項及び第七項（これらの規定を法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、法第七条の二第七項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、法第七条の四第七項（法第八十八条第一項及び第三項並びに法第九十条第三項において準用する場合を含む。）、法第九条の二（法第八十八条第一項及び第三項並びに法第九十条第三項において準用する場合を含む。）、法第九条の四（法第八十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、法第十二条（法第八十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、法第十八条第二十五項（法第八十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、法第四十三条第二項第一号、法第八十五条第三項、第五項、第六項及び第八項（同条第五項の規定による認定に係る部分に限る。）、法第八十六条第一項、第二項及び第八項（同条第一項又は第二項の規定による認定に係る部分に限る。）、法第八十六条の二第一項及び第六項（同条第一項の規定による認定に係る部分に限る。）、法第八十六条的五第二項及び第四項（同条第二項の規定による認定の取消しに係る部分に限る。）、法第八十六条の六、法第八十七条の三第三項及び第五項並びに法第九十三条の二に規定する都道府

条の二第一項、法第八十七条の三第三項、第五項、第六項及び第八項（同条第五項の規定により許可の期間を延長する場合に係る部分に限る。）並びに法第九十三条の二に規定する都道府県知事たる特定行政の権限に属する事務のうち、前項各号に掲げる建築物又は工作物に係る事務

二 法第四十三条第二項第二号、法第四十四条第一項第二号、法第五十二条第十四項（同項第二号に該当する場合に限る。以下この号において同じ。）、同条第十五項（同条第十四項の規定による許可をする場合に係る部分に限る。）において準用する法第四十四条第二項、法第五十三条第六項、同条第九項（同号の規定による許可をする場合に係る部分に限る。）において準用する法第四十四条第二項、法第五十三条の二第一項、法第六十七条第三項第二号、法第六十八条第三項第二号及び法第六十八条の七第五項に規定する都道府県知事たる特定行政の権限に属する事務のうち、前項各号に掲げる建築物又は工作物に係る事務

二 法第四十三条第二項第二号、法第四十四条第一項第二号、法第五十二条第十四項（同項第二号に該当する場合に限る。）、法第五十三条第六項、法第五十三条の二第一項、法第六十七条第三項第二号、法第六十八条第三項第二号及び法第六十八条の七第五項に規定する都道府県知事たる特定行政の権限に属する事務のうち、前項各号、法第五十三条第六項、法第六十七条第三項第二号、法第六十八条第三項第二号、法第六十八条第七項（同号の規定による許可をする場合に係る部分に限る。）において準用する法第四十四条第二項、法第五十三条第二項、法第六十八条第七項（同号の規定による許可をする場合に係る部分に限る。）において準用する法第四十四条第二項、法第六十八条第三項第二号、同条第十項（同号の規定による許可をする場合に係る部分に限る。）において準用する法第四十四条第二項、法第六十八条第三項第二号、同条第六項（同号の規定による許可をする場合に係る部分に限る。）において準用する法第四十四条第二項、法第六十八条第七項並びに同条第六項において準用する法第四十四条第二項に規定する都道府県知事たる特定行政の権限に属する事務のうち、前項各号に掲げる建築物又は工作物に係る事務

三 法第四十二条第一項第五号、同条第二項（幅員一・八メートル未満の道の指定を除く。）、同条第四項（幅員一・八メートル未満の道の指定を除く。）において準用する法第四十四条第二項、法第六十八条第七項（同項第一号に該当する場合に限る。）に規定する都道府県知事たる特定行政の権限に属する事務

三 法第四十二条第一項第五号、同条第二項（幅員一・八メートル未満の道の指定を除く。）、同条第四項（幅員一・八メートル未満の道の指定を除く。）において準用する法第四十四条第二項、法第六十八条第七項（同項第一号に該当する場合に限る。）に規定する都道府県知事たる特定行政の権限に属する事務

四 法第四十二条第二項（幅員一・八メートル未満の道の指定に限る。）、第三項、第四項（幅員一・八メートル未満の道の指定に限る。）及び第六項並びに法第六十八条の七第一項（同項第一号に該当する場合を除く。）及び第二項に規定する都道府県知事たる特定行政の権限に属する事務

県知事たる特定行政の権限に属する事務のうち、前項各号に掲げる建築物又は工作物に係る事務

二 法第四十二条第一項第五号、同条第二項（幅員一・八メートル未満の道の指定を除く。）、同条第四項（幅員一・八メートル未満の道の指定を除く。）において準用する法第四十四条第二項、法第六十八条第七項（同項第一号に該当する場合に限る。）に規定する都道府県知事たる特定行政の権限に属する事務

二 法第四十二条第一項第五号、同条第二項（幅員一・八メートル未満の道の指定を除く。）、同条第四項（幅員一・八メートル未満の道の指定を除く。）において準用する法第四十四条第二項、法第六十八条第七項（同項第一号に該当する場合に限る。）に規定する都道府県知事たる特定行政の権限に属する事務

3

(新設)

法第九十七条の二第四項の規定により同項に規定する市町村の長が前項第一号に掲げる事務のうち法第十二条第四項ただし書、法第八十五条第八項又は法第八十七条の三第八項の規定に係るものを行う場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「建築審査会」とあるのは、「建築審査会（建築審査会が置かれていない市町村にあつては、当該市町村を包括する都道府県の建築審査会）」とする。

3

法第九十七条の二第四項の場合においては、この政令中都道府県知事たる特定行政庁に関する規定は、同条第一項の規定により建築主事を置く市町村の長に関する規定として当該市町村の長に適用があるものとする。

○ 東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十九号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定） <u>第二条</u> 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第五条まで及び第七条に規定する措置を指定する。
現 行	（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定） <u>第二条</u> 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第五条まで、第七条及び第八条に規定する措置を指定する。

○ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（適用除外）	（適用除外）
<p>第七条 法第十八条第一号の政令で定める用途は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 自動車車庫、自転車駐車場、畜舎、堆肥舎、公共用歩廊その他これらに類する用途</p> <p>二 観覧場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、神社、寺院その他これらに類する用途（壁を有しないことその他の高い開放性を有するものとして国土交通大臣が定めるものに限る。）</p> <p>2 法第十八条第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする</p> <p>一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物</p> <p>二 文化財保護法第百四十三条第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号に規定する伝統的建造物群を構成している建築物</p> <p>三 旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定により重要美術品等として認定された建築物</p> <p>四 文化財保護法第百八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物であつて、建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして所管行政庁が認めたもの</p> <p>五 第一号、第二号又は前号に掲げる建築物であつたものの原形を再現する建築物であつて、建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして所管行政庁が認めたもの</p>	<p>第七条 法第十八条第一号の政令で定める用途は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 自動車車庫、自転車駐車場、畜舎、堆肥舎、公共用歩廊その他これらに類する用途</p> <p>二 観覧場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、神社、寺院その他これらに類する用途（壁を有しないことその他の高い開放性を有するものとして国土交通大臣が定めるものに限る。）</p> <p>2 法第十八条第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする</p> <p>一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物</p> <p>二 文化財保護法第百四十三条第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号に規定する伝統的建造物群を構成している建築物</p> <p>三 旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定により重要美術品等として認定された建築物</p> <p>四 文化財保護法第百八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物であつて、建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして所管行政庁が認めたもの</p> <p>五 第一号、第三号又は前号に掲げる建築物であつたものの原形を再現する建築物であつて、建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして所管行政庁が認めたもの</p>

六 景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項の規定により  
景観重要建造物として指定された建築物

3 法第十八条第二号の政令で定める仮設の建築物は、次に掲げるもの  
とする。

一 建築基準法第八十五条第一項又は第二項に規定する応急仮設建築  
物であつて、その建築物の工事を完了した後三月以内であるもの又  
は同条第三項の許可を受けたもの

二 建築基準法第八十五条第二項に規定する事務所、下小屋、材料置  
場その他これらに類する仮設建築物

三 建築基準法第八十五条第六項又は第七項の規定による許可を受け  
た建築物

六 景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項の規定により  
景観重要建造物として指定された建築物

3 法第十八条第三号の政令で定める仮設の建築物は、次に掲げるもの  
とする。

一 建築基準法第八十五条第一項又は第二項に規定する応急仮設建築  
物であつて、その建築物の工事を完了した後三月以内であるもの又  
は同条第三項の許可を受けたもの

二 建築基準法第八十五条第二項に規定する事務所、下小屋、材料置  
場その他これらに類する仮設建築物

三 建築基準法第八十五条第五項又は第六項の規定による許可を受け  
た建築物

○ 平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十八年政令第二百十三号）  
（抄）（第四条第一号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定） <u>第二条</u> 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第二条から第七条までに規定する措置を指定する。	（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定） <u>第二条</u> 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第八条までに規定する措置を指定する。

○ 平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成三十年政令第二百十一号）（抄）  
（第四条第二号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）</p> <p>第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として、法第二条から第七条までに規定する措置を指定する。</p>	<p>（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）</p> <p>第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として、法第三条から第八条までに規定する措置を指定する。</p>

- 令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第百二十九号）（抄）  
（第四条第三号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定） <u>第二条</u> 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として、法第二条から第七条までに規定する措置を指定する。	（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定） <u>第二条</u> 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として、法第三条から第八条までに規定する措置を指定する。

- 令和二年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和二年政令第二百二十二号）（抄）  
（第四条第四号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定） <u>第二条</u> 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として、法第二条から第七条までに規定する措置を指定する。	（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定） <u>第二条</u> 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として、法第三条から第八条までに規定する措置を指定する。